

## 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 葦陽福社会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葦陽福祉会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、選任解任委員及びオブザーバーをいう。

## 第2章 報酬等

(報酬、交通費)

第3条 継続的かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容ならびに社会的責任(損害賠償請求等々)を総合的に勘案・評価し、下表の役員等の報酬を下記の計算式により算出し、評議員会ならびに理事会(以下、「評議員会等」という。)にて審議し承認決定して、各人に支給する。

$$\begin{aligned} & \text{施設長の時給の近似値} \times \text{平均会議時間} + \text{賠償責任手当相当額} 5,000 \text{円} \\ & \hspace{15em} = \text{役員等の報酬} \end{aligned}$$

2 理事及び監事において、施設、または本部事務の職を兼務する者には、第1項は適用しない。ただし、交通費等の費用弁償についてはこの限りではない。

3 役員等の報酬基準額については、年度ごと法人の運営状況や業績、世情動向ならびに役員等の役割、職務内容、労務状況などを総合的に勘案・評価のうえ、必要の都度評議員会等で審議し承認後、改正・変更できるものとする。

4 第1項の役員等の報酬について、一人あたりの各年度の総額が10万円を超えない範囲の金額で支給するものとする。

5 役員等の交通費については、交通費等届出書(様式第1)によって申し出された金額を参照しつつ、別表の交通費個別算定基準額を基に、役員等の報酬と併せて支払いを行う。ただし交通費等届出書の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払うものとする。

6 自転車にて出席する場合は、一律1,000円を実費弁償し、役員等の報酬と併せて支払いを行う。

・役員等の報酬(法定控除後の金額)

役 職	理事会	評議員会	選任解任 委員会	監事監査
理 事	11,000 円			なし
監 事				25,000 円※2
評議員				なし
選任解任委員				
オブザーバー等	11,000 円			

(費用弁償)

第4条 評議員会等への出席した時又は法人業務に携わった時に支出した交通費、通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、別表の交通費個別算定基準額や交通費等届出書(様式第1)若しくは、領収書等をもって実費を支給する。(会議を伴うときは、役員等の報酬と併せて支払いを行うものとする。)

2 疾病や高齢等による身体の不自由が認められる場合は、交通の基本手段をタクシーとすることができる。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 出張旅費については、職員の旅費規定に準ずる。

2 旅費の支給については、原則、現金通貨で必要の都度支払うものとする。

### 第4章 支給

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、会議等出席の都度、現金通貨による手渡しならびに本人の指定する金融機関口座(本人名義)に振込みのうち、いずれかの手段で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

3 振込み期限の始期は、当該会議の翌日を起算日(1日目)とし、7日目を終期とする。

## 第5章 附則

(改正)

第7条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人葦陽福祉会評議員会等の議決を経なければならない。

(その他)

第8条 この規程で定めるもののほか、必要な事項はその都度、評議員会等で検討し承認・改定する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。